



平成 28 年 12 月 16 日

「<つくば>住宅ローン付帯交通事故傷害保険」取扱い開始のお知らせ

筑波銀行(頭取：藤川 雅海、本店：茨城県土浦市)は、住宅ローンへの付帯サービスの一環として、「<つくば>住宅ローン付帯交通事故傷害保険」の取扱いを開始しますので、お知らせいたします。

本付帯サービスは、当行の住宅ローンを新規にご契約頂いたお客さまに、保険料の負担なく「交通事故傷害保険」(損害保険ジャパン日本興亜株式会社)に加入頂くことにより、お客さまのくらしに安心をお届けするものです。

今後とも、当行はお客さまの多様なニーズに幅広くお応えしていくため、よりよい商品の提供とサービスの向上に努めてまいります。

記

1. 住宅ローン付帯サービス名

「<つくば>住宅ローン付帯交通事故傷害保険」

2. 補償内容

当行を保険契約者、住宅ローンを新規にご契約頂いたお客さまを被保険者とする交通事故傷害保険に加入することにより、お客さまが交通事故等により死亡や後遺障害を負った場合、100万円を限度に保険金をお支払するものです。本件にかかる保険料は当行が負担し、お客さまの保険料負担はございません。

3. 対象期間

住宅ローンの融資実行日より5年間と致します。(住宅ローンのお取引期間中に限ります)

4. 取扱窓口

「全店」および「すまいるプラザ」

5. 取扱開始日

平成 28 年 12 月 19 日(月)

当行は地域になくてはならない銀行として、地域振興支援プロジェクト『あゆみ』を通じて地域社会や地域経済の復興・振興に貢献してまいります。

以上

報道機関のお問合せ先		
筑波銀行	総合企画部広報室	檜山
TEL 029-859-8111		内線3730

つくばの住宅ローンに

保険料負担
なしで

くらしのあんしん補償をプラス!



<つくば>住宅ローン付帯交通事故傷害保険【概要】

- 交通事故等により、死亡・後遺障害を負った場合に最大100万円をお支払します。
保険金支払の対象となっていない身体に生じた障害の影響等によって、保険金を支払うべきケガの程度が重大となった場合は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。
- お支払いする保険金の種類は、死亡保険金・後遺障害保険金となります。

当行所定の住宅ローンをお借り入れする場合に、当行が契約者、お客さまを被保険者とする契約を締結します。
保険料については当行にて負担いたします。

保険種目 交通事故傷害保険

保険会社 損害保険ジャパン日本興亜株式会社

代理店 関友商事株式会社 茨城県土浦市富士崎1-1-9 ☎029-822-7780

対象期間 住宅ローンの融資実行日より5年間（住宅ローンお取引期間中に限ります）

補償内容 死亡・後遺障害 100万円

被保険者 当行所定の住宅ローンの借り入れをするお客さま

（債務者ご本人さまのみが補償の対象となります。また、債務者が複数の場合は主たる債務者のみが補償の対象となります。）

詳しくはお近くの窓口または「すまいるプラザ」までお気軽にご相談ください。

<http://www.tsukubabank.co.jp/>